

SY10-1

小児科医の立場から～子育て支援・
保護者からの質問に答える～

佐藤 詩子

恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター 愛育クリニック小児科

母子保健法の規定により、国が公費で実施するように定めているのは、1歳6か月健診と3歳健診である。ただし、多くの自治体において、それに加えて、3～4か月健診、6～7か月健診、9～10か月健診についても、公費助成のもとで行われている。保健所で、集団健診として行われるか、地域の小児科にて個別に実施するかについては、地域によって異なっている。集団健診においては、医師の他、歯科医師、保健師、栄養士、心理士等の多職種が、保護者と子どもにかかわることができ、より、多角的に健診をおこなうことができる一方で、流れ作業的に結果的に医師との接触時間が短くなることも生じがちであり、また、健診後の多職種のミーティングに医師が参加できず、各スタッフ同士でのコミュニケーションが十分にとれているとは言い難いケースもときに生じている。

各乳幼児健診のなかで、医師の第一の役割は、問診、身体・発達診察により、児の「障害・問題・異常の有無」を評価し、「健康管理・疾病スクリーニング」を実施することである。「疾病スクリーニング」については、「改定版乳幼児健康診査身体診察マニュアル」をはじめ複数のものが、健診を実施する医師むけに出版されておりそれらをご参照いただきたい。同時に、医師は、多職種と連携し、健診の場において、母親をはじめとする保護者の不安を軽減し子育てをサポートする「子育て支援」の役割も担っている。

今回、本学会のように、子どもにかかわる多職種が集まる貴重な場において、健診に従事する小児科医が乳幼児健診の診察の場でどのように「子育て支援」をしているかの現場の実例を共有したい。具体的には、各健診において、小児科医が保護者からよく受ける質問について、一般の保護者にわかりやすい形でお答えするQ&A集の一部を提示し、その内容や保護者への支援について、実際に乳幼児健診にかかわる多職種の方々と一緒に考えていきたい。

なお、2週間健診、1か月健診については、公的健診ではなく、児が出生した施設で実施している健診であるが、この時期の児と保護者についても、保健所の保健師、産後ケアの助産師看護師をはじめ、多くのスタッフがかかわる時代であることから、今回、あえて、内容に加えることとした。

SY10-2

小児歯科の立場から一歯科健診について

丸山進一郎

医療法人アリスバンビーニ小児歯科

公的健診において歯科が行うのは、1歳6か月児健診からで、3歳児健診と共に全国的には主に集団検診が行われている。（地域によっては個別検診を行っている所もある。）そして、その場でよく聞かれる質問に、「歯みがきを上手にする方法を教えてください。」「歯みがきを嫌がるのですが、楽しく磨くコツはあるのですか？」などがある。これは鋭敏な口腔内外の感覚を乳児期から大人の指を入れたり、唇を引っ張ったり、縮めたりする口の体操や遊びを取り入れるなどして、感覚に慣れさせる必要がある。1歳6か月児では後戻りの指導になってしまうため、生後5～6か月で口遊びを始められるように歯科以外の健診関係者にお願いしたいことである。適切な時期に適切な指導や支援が健診関係者の連携で行う必要がある。また、歯並びに関心を持つ保護者が多いが、不安を抱えたまま悩むことがないように様子を見る時期を明確に示してあげる必要も感じている。小児科と小児歯科ばかりではなく、栄養士、心理士、看護師、歯科衛生士、保健師など保健関係者の連携をさらに深めていきたい。